

# 日曜日日曜日の市役所



## 転入・転出 などの

# 臨時窓口を開設します。

	日	時	場 所
臨時開庁日	3月31日(日) 4月 7日(日)	8:45~17:30	本庁舎 亀田支所
窓口延長日	4月 1日(月) ~ 4月 3日(水)	(延長時間) 17:30~19:00	本庁舎

※ 本庁舎のみ4月1日(月)~4月3日(水)の午後7時まで、  
窓口の時間を延長します。

毎年、3月最終日曜日および4月第一日曜日に  
本庁舎、亀田支所で臨時開庁を実施しています。  
本庁舎では、4/1~4/3に窓口時間延長も実施  
しますので是非ご利用ください。



詳しくは [函館市臨時開庁](#) 検索 🔍

または、市政はこだて3月号、  
4月号をご覧ください。

取扱業務	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住所異動届の受付(転入届・転出届・転居届等)</li> <li>●印鑑登録申請の受付</li> <li>●戸籍に関する届の受付(出生, 婚姻, 離婚等)</li> <li>●特別永住者証明書の交付申請の受付【本庁舎のみ】※</li> </ul>	21-3173	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●証明書の交付(住民票の写し(広域交付を除く)・戸籍証明等・印鑑登録証明書)</li> <li>●マイナンバーカードの交付等</li> <li>●転入学指定書の交付(指定外学校への就学希望を除く)</li> <li>●手帳の交付に関する手続(母子健康手帳・出稼労働者手帳)</li> </ul>	21-3168	戸 籍 住 民 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居表示に関する届【日曜日, 本庁舎のみ】※</li> </ul>	21-3121	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険に関する手続</li> </ul>	21-3150	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●納付相談(国民健康保険・後期高齢者医療保険制度) 【本庁舎のみ】※</li> </ul>	21-3153	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●納付確認書の交付(国民健康保険・後期高齢者医療保険制度)</li> </ul>	21-3154	国 保 年 金 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金に関する手続(一部手続きできない業務あり)</li> </ul>	21-3159	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●後期高齢者医療制度に関する手続(被保険者証等の交付を除く)</li> </ul>	21-3184	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●税務証明書の交付(所得証明, 納税証明など)【日曜日のみ】※</li> </ul>	21-3206	税 務 室 市 民 税 担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険被保険者証の交付(住所異動に伴うもの)</li> </ul>	21-3025	高 齢 福 祉 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳に関する手続</li> </ul>	21-3264	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●療育手帳に関する手続</li> </ul>	21-3264	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者保健福祉手帳に関する手続</li> </ul>	21-3077	障 が い 保 健 福 祉 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療助成に関する手続(重度心身障害者)</li> </ul>	21-3187	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当に関する手続(児童手当・児童扶養手当)</li> </ul>	21-3267	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療助成に関する手続(子ども・ひとり親家庭等)</li> </ul>	21-3181	子 育 て 支 援 課

※印の業務は、対応が異なりますのでご注意ください。

○他の市区町村、関係機関への照会を必要とする届出については、処理できない場合があります。

○身分証明書や添付書類などが必要な場合もありますので、詳しいことは事前に担当課にお問合せください。

函 館 市